

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には次の届出を行う必要があります。

	レベル1 ・吹付け石綿	レベル2 ・耐火被覆板 (ケイカル板2種) ・断熱材 (煙突、屋根折板) ・保温材		レベル3 ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板1種 ・サイシツク ・石綿セメント板
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <労働法第85条第4項>	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—	—
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) <大防法第18条の1.5>	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) <建築リサイクル法第10条>	○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届けについて届出書に記載)			
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) <石綿則第5条>	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—	—

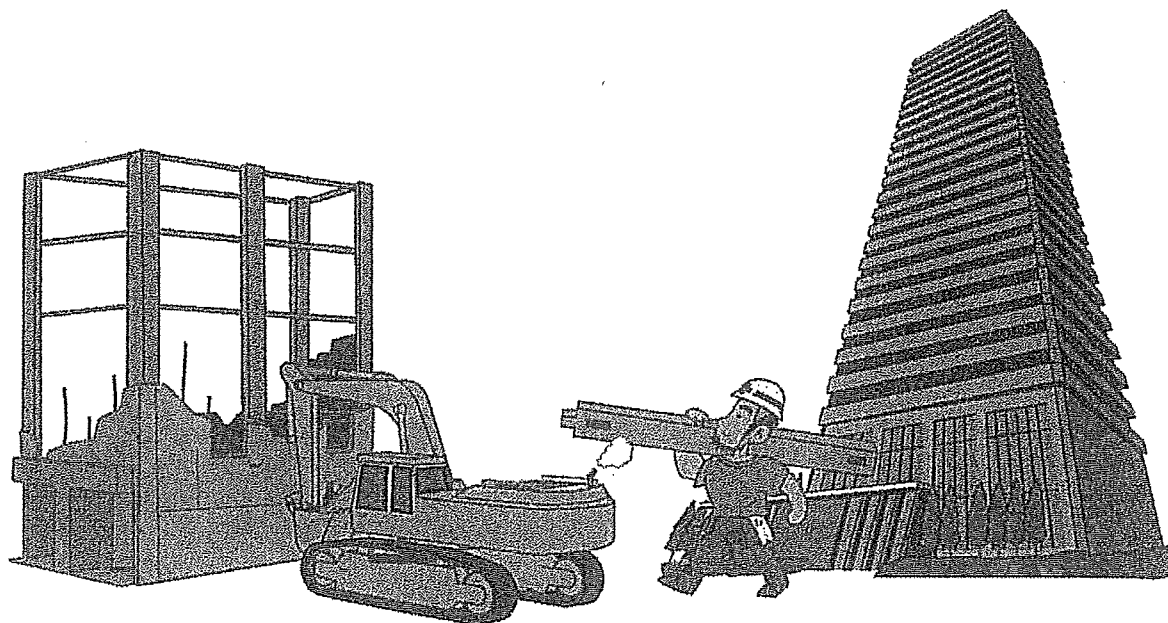
なお、届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、建設リサイクル法・大気汚染防止法・労働安全衛生法等関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で左記法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。

厚生労働省・国土交通省・環境省

(H26.6)

解体等工事を始める前に

ご存じですか？
届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。



平成26年6月1日から建築物・工作物の解体工事等に伴う
石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます。

石綿(アスベスト)は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿(アスベスト)のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿(アスベスト)を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られてきました。